

県民健康調査甲状腺検査サポート事業実施要綱

(目的)

第1条 福島県は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、事故当時概ね18歳以下の県民を対象に県民健康調査甲状腺検査（以下「甲状腺検査」という。）を実施しているが、本事業において、甲状腺検査後の保険診療に係る診療情報の収集を行い、得られた情報を集計・分析し、その結果を県民に還元することにより、将来にわたる県民の健康の維持、増進を図る。

(事業内容)

第2条 前条の目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 対象者に係る甲状腺検査後の保険診療に係る診療情報を収集すること。
- (2) 収集した情報を集計・分析し、公表すること。
- (3) 対象者へ支援金を交付すること。

(対象者)

第3条 対象者は、原則として、次の各号すべてに該当する者とする。但し、他の公的制度により全額医療費の助成がなされている場合を除く。

- (1) 甲状腺検査を受けていること。
- (2) 甲状腺検査の二次検査において、甲状腺しこり等（結節性病変）があり、経過観察や治療を医師から勧められていること。
- (3) 前号により、甲状腺検査二次検査実施医療機関又は当該医療機関から紹介のあった医療機関で保険診療を受けていること。

(収集する診療情報)

第4条 対象者に係る診療情報は、対象者の支援金の申請時に併せて収集するものとし、その範囲は次のとおりとする。

- (1) 基本情報：氏名、性別、生年月日、現住所及び事故当時の住所
- (2) 通院：受診日、結節等の大きさ及び個数、服薬の内容等
- (3) 入院：手術日、病理診断等

(診療情報の活用)

第5条 収集した情報は、将来の甲状腺がんの増加の有無等に関する科学的知見を得るためのデータとして活用する。

(支援金)

第6条 対象者が支援金の申請を行う場合は、県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金申請書（別紙様式1）によるものとし、併せて診療情報個人票（別紙様式2）及び同意書（別紙様式3）を添付するものとする。

- 2 支援金は、対象者が保険診療で自己負担として支払った額の範囲内で交付する。
- 3 第1項により対象者から支援金の申請があった場合には、関係書類を審査した上で交付決定し、県民健康調査甲状腺検査サポート事業支援金交付決定通知書（別紙様式4）により、対象者に通知する。